

令和4年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年12月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和4年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 17名 定員 19名
欠席 2名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
	○	12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
	○	15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年12月26日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 7 番 星 美喜雄 委員 9 番 井上 昭 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可処分取消申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他 閉会宣言 15 時 25 分

令和4年度 第9回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第9回魚沼市農業委員会総会は、令和4年12月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

それでは、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号12番大家市衛委員、議席番号15番姉崎幸男委員の2名です。出席者数17名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）

第3部会も今月は報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会では12月19日に農業法人の魚沼農耕舎さんと話し合いをさせていただきました。第4部会の推進委員、農業委員会の皆さんと相談した中でまた報告したいと思いますのでよろしくお願いします。

広報部会会長（星美喜雄委員）

総会等終了後、次の農業委員会だよりの原稿の確認をしたいと思いますので、広報部会の方々は出席をお願いします。

議長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項、それぞれ報告が終わりました。内容等、ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号7番星美喜雄委員及び議席番号9番井上昭委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は59件、124筆、200,626.00㎡の届出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定するため、契約内容を変更するため、耕作不便なため、労力不足及び売却のためとなっております。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事務局が説明したとおり事前配付ということで目を通していただけたかと思います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は17件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、特に質問がありませんので異議なしと認め、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件、所有権移転贈与1件、使用貸借権設定4件の合計6件です。

整理番号1	申請地	*****	田	679 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は以前より申請地を耕作しており、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲

受人は大型機械を一部所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 合計2,181㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外在住で耕作できないため、以前より申請地を耕作していた譲受人と、この度贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3番は経営移譲のための夫婦間での使用貸借権再設定、整理番号4番、5番、6番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権再設定です。

以上、整理番号1番から6番まで議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星美喜雄委員

整理番号1番ですが、12月16日に**さんと電話で話して、現地確認してきたのですが、問題ありません。

議長（上村会長）

続いて整理番号2番につきましては、事務局の報告のとおりです。

それでは、議案第1号につきまして、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に係る整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号3番から6番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の23ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は8件です。

なお、整理番号8番は議事参与の制限がありますので、最初に整理番号1番から整理番号7番まで説明させていただきます。

整理番号1 申請地 ***** 田 307 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 申請地の300m以内に**があるため

申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため、申請があったものです。

整理番号2 申請地 ***** 田 22 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 贈与
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅敷地の拡張
転用目的 一般住宅敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。譲受人は自宅に隣接する申請地を取得し、住宅敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっています。

整理番号3 申請地 ***** 田ほか1筆 合計 494 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅2階建1棟及び車庫1棟
転用目的 一般住宅及び車庫建築用敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は現在アパートに居住しておりますが、住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため、申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計 419 m²

農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 一般住宅建築用敷地

転用目的 一般住宅建築用敷地造成

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は不動産業を営んでいますが、新たに土地を取得し、一般住宅の建築用敷地を造成するため申請があったものです。

整理番号5 申請地 **** 畑 62 m²

農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 共同住宅敷地の拡張

転用目的 共同住宅敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は所有する共同住宅に隣接する申請地を取得し、花壇等として利用するため申請があったものです。

整理番号6 申請地 **** 田 256 m²

農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 一般住宅及2階建1棟及びカーポート1棟

転用目的 一般住宅及びカーポート建築用敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人は現在両親等と同居しておりますが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、申請地を取得し住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号7 申請地 **** 田 664 m²

農地区分 第3種農地
権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 駐車場及び庭園

転用目的 駐車場及び庭園敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため
申請地は**地内の農地です。譲受人の妻はスタジオ事業を営んでおり、
所有する事業所に隣接する申請地を取得し、冬期以外は駐車場及び庭園と
して、冬期は庭園を雪捨て場として利用するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、12月20日に駒形推進委員と現地確認、その後に譲渡人の**さんと確認に行ってきました。あとは事務局の説明のとおりでございます。1番は以上です。

整理番号2番と整理番号5番ですが、同じく12月20日に阿達推進委員と現地確認をさせていただきました。譲渡人の自宅にお伺いして確認してきました。この件も間違いのないと思います。事務局の報告のとおりでございます。

整理番号3番と整理番号4番も12月20日に現地確認を推進委員と行ってきました。これも譲渡人のほうの確認をさせていただきました。あとは、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

吉田富美男委員

整理番号6番につきまして、12月11日に行政書士さんから連絡がありまして、そのまま現地確認と、あと譲受人の**さんと面談してきました。当該地は周りが住宅に囲まれて、また隣に保育所のグラウンドがありまして、とても耕作できる状態じゃなくて、数年来休耕地になっているところであります。あとの詳細は事務局の説明のとおりであります。

櫻井信夫委員

整理番号7番ですが、12月12日、譲受人と電話連絡をしまして聴取したわけですが、事務局の説明のとおり、補足事項はありません。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号の整理番号1番から7番まで、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号の整理番号1番から7番まで、異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

事務局（桑原主任）

整理番号8番につきましては議事参与の制限によりまして、櫻井信夫委員には退席をいただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号8	申請地	*****	田ほか1筆	合計 340 m ²
	農地区分	第3種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	駐車場		
	転用目的	駐車場敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		

申請地は**地内の農地です。申請人は整骨院を営んでおりますが、駐車場が手狭であり、申請地を取得して駐車場敷地として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念し、既に申請地の一部を利用しているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号整理番号8番について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号8番ですが、この件も12月20日に譲渡人の**さんに電話で確認しました。間違いはないということでしたので、報告いたします。あとは事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

議案第2号整理番号8番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第2号整理番号8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

(櫻井信夫委員着席)

農地法第5条の規定による許可処分取消申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法第5条の規定による許可処分取消申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の25ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可処分取消申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****の一部	田	380 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	転用目的	資材置場及び駐車場敷地		
	許可年月日	平成29年9月12日		
	取消理由	申請許可後に条件の良い土地が見つかり、そちらの土地を利用することとしたため。		

申請地は平成29年8月28日開催の第6回農業委員会総会において承認を受け、平成29年9月12日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を得ましたが、その後さらに条件の良い土地が見つかり、そちらの土地を利用することとしたため、農地法第5条の規定による許可処分取消申請があったものです。なお、申請受付時において譲渡人から譲受人への所有権移転は行われておらず、また、申請農地の区画形質の変更は行われておりません。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可処分取消申請についての整理番号1番について、申請どおり取消してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり許可いたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の27ページをご覧ください。

議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は3件、4筆、3,605.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田	445㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作放棄。狭小、不整形、河川堤防に隣接し、隣接農地との連担もなく耕作不適・耕作不便。雑草雑木が繁茂。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか1筆	合計1,080㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	20年以上前から耕作放棄。住宅地から幅員狭小、急傾斜な林道を2km入り、その間に作付けされた農地はない。隣接林野と一体化し農地としての復元は困難。		
整理番号3	申請地	*****	田	2,080㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作放棄。急傾斜、不整形、林野隣接し耕作不適・耕作不便。雑草雑木が繁茂し農地としての復元は困難。		

以上、現地の状況から変更に変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第4号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番から3番まで、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の29ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）

件数 386 件
筆数 1,208 筆
面積 1,311,221.44 m²

所有権移転

件数 3 件
筆数 10 筆
面積 12,275.00 m²

農地中間管理機構との利用権設定はありませんでした。

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、109ページをご覧ください。

整理番号4-1	所有権を移転する農用地	*****	田	3,464 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号4-2	所有権を移転する農用地	*****	田	3,361 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号4-1及び4-2につきましては、利用権設定の39ページ整理番号1-60及び1-61に、それぞれ*****、*****から、農地組合法人*****への利用権設定がなされております。通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第3項第2号ただし書きで「農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該農地所有適格法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りではない」とされていることから、このよう

な取り扱いとされています。

整理番号 4-3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 7 筆
		合計	5,450 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転	贈与	

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第 5 号農用地利用集積計画の決定については、ただ今事務局からの報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（松井事務局長）

- ・令和 5 年の改選について
- ・市町村農業委員会役員等研修会について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして、慎重審議をいただき、終了いたしました。大変ありがとうございました。

（時刻は 15 時 25 分）

上記会議の内容は、令和4年度第9回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
